

日本には、「お金のためなら、肺がんになっても関係ないの？」ってビックリするような「たばこ事業法」という法律がある事を知ってもらいました。じつは、1984年に制定されたこの法律は財務省の管轄なので、“産業”や“経済”などという文言しかでてこないのです。つまり国民の健康問題は財務省には関係ない、ということなのでしょうね。

これに対し健康問題を管轄する厚生労働省は、2002年に「健康増進法」という法律を制定し、施設の管理者に受動喫煙を防止する責任があるとしたのです。この法律のおかげで、日本の社会は随分タバコ臭くなくなりました。

「タバコを売って経済を発展させよう」とする法律を守れば、健康を損なう人がどんどん増えます。一方、「健康を維持するためにタバコを吸わせない」法律を守ればタバコは売れなくなるでしょう。相反する内容なので、実際に両立するのは困難だと思われま

す。いま日本は、ややこしい状況です。将来の日本がどうなるかは、君たち若者の行動にかかっています。どちらの法律を優先するべきか、よく考えてみて下さい。

産業デザイン科 奥田 恭久

### 健康増進法 第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（屋内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### たばこ事業法 第1条

この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。